

泉水国賠つうしん

終刊号



裁判をおこせば、昼夜独居拘禁処遇が待ってるかもしれないし、果ては仮釈放は完全に望めなくなるかもしれないけど、開き直りでも捨て鉢、自棄くそでもなく……

人として生きたいとする、これまで過ごしてきた生き方を止めてまで、また自身をも裏切つてまで社会に出ることに拘り執着するつもりは更々ありません。

これまでの獄中生活を通して、何でもかでも反対、

また自分の意に沿わないからと反抗するなごといったことは唯の一度もありません。人として最低限許される

泉水国賠の仲間へ

二〇二〇年七月一六日、泉水博さんの「順変」義務付け請求訴訟は、最高裁でその訴えを棄却されました。仮釈放の審理を受ける機会を、刑務所長の頭越しに、検察がにぎり潰しても、なんら問題ではない——という判決が、「裁判官全員一致の賛成」のもとに確定したことになります。

「順変」義務付け請求訴訟の前には、分厚い壁

追悼 泉水博さん

にとつて、刑

三月一六日の最後の面会の時、後のことは考えず喧嘩仲裁に飛び出したことについて、私は思わず、「なんというか、泉水さんらしいですよ

印象に強く残るのは一

泉水さんと弁護士は控訴しました。

一審は、仮釈放の審査

